



地方選挙に就いて

福島軍政部

日本に於ける終戦後最初の地方選挙の日程が内閣に依りて次々のやうに發表された

四月五日 知事、市、町、村長選挙

四月十五日 同決戦投票

四月三十日 都道府県市四月迄には地方選挙法に變更

四月三十日 都道府県市四月迄には地方選挙法に變更

四月三十日 都道府県市四月迄には地方選挙法に變更

四月三十日 都道府県市四月迄には地方選挙法に變更

四月三十日 都道府県市四月迄には地方選挙法に變更

四月三十日 都道府県市四月迄には地方選挙法に變更

四月三十日 都道府県市四月迄には地方選挙法に變更

四月三十日 都道府県市四月迄には地方選挙法に變更

四月三十日 都道府県市四月迄には地方選挙法に變更

四月三十日 都道府県市四月迄には地方選挙法に變更

四月三十日 都道府県市四月迄には地方選挙法に變更

四月三十日 都道府県市四月迄には地方選挙法に變更

四月三十日 都道府県市四月迄には地方選挙法に變更

四月三十日 都道府県市四月迄には地方選挙法に變更

四月三十日 都道府県市四月迄には地方選挙法に變更

毎週日曜日発行 定価 一年三十六圓 半年十八圓 零售 一角五分

村長との双方の決戦投票を事とするにてもなる。町選任されるかされた斯し行ふこともあり、知事或は内閣部会長の廢止により市選任されるかされた斯し

月五日の選挙結果如何にかつてゐる、現行法の下に於ては知事並に市町村長に當選するには全有効投票の八分の三以上を要する必要がある、該當者が無い時は最多數を獲得した二人の候補者の間に決戦投票を行はねばならない、故に有権者選民に於ては知事と市町村

町内會部落會 戦時中國民の生活に關し細時中の統制並に敵愾心を思ふる、相互責任を利用して謀報組織を日本に適用した

政綱 各政黨の政綱の簡單な斜述が本號並に次號以下にとりあげられるであらう、本號に於ては自由黨、進歩黨と共に與黨を構成するものがあつた、然しながら今や現

在の機構を存続することは用された、それらの會員に對する強制的であり又

命されるかそれらの人々か

以下裏面へ續く

一面より

政綱の前書宣言は明治維新漸進的の革命が規定されて...

婦人と選挙

四月に行はれる選挙は日本婦人が初めて都道府県市...

本縣四七名確認

院 十二氏證明書 本縣から衆議院の立候補資格審査申請中の四十七氏...

民主黨結成

第一黨成る？ 民主黨を主体とし自由黨、國協黨、無所属などから...

閑話

爐邊 犯罪の起る原因には色々あるが...

風旋

総選挙を前にして議員も浮腰を見込んで會期の...

釜屋商店 平市五丁目 會計 諸橋元三郎 電話九〇九番

關内藥局 平市四丁目 電話四〇番

産婆 萩野マサ 平市七丁目(發電所入口) 電話七八六番

皆様の食堂 小料理 おでん 齋藤角治

集會に適ひ 氣分に添ふ マルサの店 電話二七一番

新扇屋 平市田町一番地 電話八四五番